

地（知）の拠点大学による地方創生推進事業
参加大学等間単位互換に関する覚書

地（知）の拠点大学による地方創生推進事業参加の奈良工業高等専門学校（以下甲という。）、奈良県立大学（以下乙という。）及び奈良女子大学（以下丙という。）は、各大学・高等専門学校（以下大学等といふ。）の規則に定めるところにより、各大学等の学生が、相互に、大学等の授業科目を履修し、単位を修得することを認めることとし、次の事項について合意に達したので、ここに覚書を取り交わす。

1. 出願資格

特別聴講学生（乙にあっては特別科目等履修学生。以下同じ。）の出願ができる学生は、学生を派遣する大学等（以下、派遣大学等といふ。）に在学する全学部学生（甲の学生にあっては4年次以上の学科学生及び専攻科学生）とする。ただし科目等履修生、聴講生、研究生等は除く。

2. 履修科目、受入学生数及び単位数

- (1) 特別聴講学生が履修できる授業科目及び科目ごとの受入可能学生数は、学生を受け入れる大学等（以下、受入大学等といふ。）が定め、派遣大学等に通知する。
- (2) 特別聴講学生が互換できる単位数の上限は、派遣大学等において定める。

3. 授業料等

受入大学等は、検定料、入学料、授業料等は、受入大学等において免除する。ただし、実習等に係る経費は、この限りではない。

4. 特別聴講学生の受入手続

- (1) 特別聴講学生を希望する学生は、派遣大学等においてその定める期間内に「特別聴講願書（乙にあっては特別科目等履修願書。以下同じ。）」を提出する。
- (2) 派遣大学等は、提出された「特別聴講願書」を取りまとめ、受入大学等の長に受入れを依頼する。
- (3) 受入大学等は、受入れの可否について決定し、派遣大学等に通知する。
- (4) 派遣大学等は、出願学生に受入れの可否について速やかに通知する。

5. 「特別聴講学生証」の発行

受入大学等は、特別聴講学生証（乙にあっては特別科目等履修学生証。以下同じ。）を発行する。

6. ガイダンスの実施及び履修登録

- (1) 派遣大学等は、希望学生に対するガイダンスを行う。
- (2) 受入大学等は、受入可として通知した学生に対するガイダンスを行う。
- (3) 受入大学等によるガイダンスの際に、履修登録手続を行う。
- (4) 上記手続を完了しなかった学生について、受入大学等は、特別聴講学生を辞退したものとみなし、受入許可を取り消すことができる。この場合、受入大学等は派遣大学等に速やかに通知する。

7. 履修期間

特別聴講学生としての履修期間は、当該学生の履修する授業科目の開設年度又は開設学期とする。

8. 授業・試験

- (1) 特別聴講学生が履修している授業科目の授業時間の変更、試験日程等について受入大学等は派遣大学等に通知する。
- (2) 試験受験上の取扱いについては、受入大学等の規則の定めるところによる。
- (3) 派遣大学等と受入大学等の試験日時が重複した場合は、受入大学等における受験を優先し、派遣大学等の授業科目について派遣大学等において追試験等の措置を講ずる。
- (4) 受入大学等は、その科目について特別聴講学生に対し追試験及び再試験を実施しない。

9. 成績の通知、管理及び成績証明書の発行

- (1) 受入大学等は、特別聴講学生の成績を派遣大学等に通知する。
- (2) 受入大学等は、特別聴講学生の成績原簿を保管する。
- (3) 成績証明書及び単位修得証明書は、原則として派遣大学等が発行する。なお、必要な場合には、受入大学等においても発行することができる。

10. 施設等の利用

特別聴講学生の履修に必要な施設・設備の利用について、受入大学等は便宜を供与する。

11. 有効期間

- (1) この覚書の有効期間は、平成29年10月1日から平成32年3月31日までとする。ただし、有効期間満了日の30日前までに、覚書参加大学等のいずれからも改正の申し入れがない場合は、更に1年間更新するものとし、その後も同様に取り扱う。
- (2) 本覚書の改正については、その6月前までに甲乙丙間の協議によりこれを行う。

12. その他

本協定書に定めのない事項及び解釈に疑義が生じた事項については、その都度甲乙丙間で協議のうえ、これを決定する。

この覚書を証するため、本覚書を3部作成し、甲乙丙がそれぞれ1部を保有する。

平成29年 9月19日

奈良工業高等専門学校長

後藤景子

奈良県立大学長

伊藤忠通

奈良女子大学長

今岡春樹